

日本語モダリティ覚え書き（その二） －ムードとモダリティの区別－

Notes on Japanese Modality (2) -On the Distinction between Mood and Modality-

福田 一 雄
FUKUDA Kazuo

ABSTRACT

Fukuda (2014) proposed a modification of Fukuda's (2012) taxonomy of Modality by suggesting that the relevant expressions should be separated into one of two categories: Modalization (= the Event-Oriented Judgement) or Modulation (= the Person-Oriented Modulation). The taxonomy was devised by slightly weakening the standard of the 'Indeterminate Ground between Positive/Negative Polarity', which is proposed in Systemic Functional Linguistics (SFL).

This paper discusses how the categories of Mood and Modality may be captured, and how their interrelationships might be explained if the Polar Indeterminacy Standard is rigidly applied, with particular interest given to the study of Japanese Modality. In order to develop insight into the application of SFL, ideas from Teruya (2007) will be applied to our discussion, as they represent the first and most systematic study of the Japanese language based on the theoretical framework of SFL. Advantages of his research and remaining questions will be considered at the end of this paper.

Keywords : 叙実ムード、非叙実ムード、完結ムード、推量ムード、交渉詞

0. はじめに

モダリティ (modality) の定義をめぐっては、すでに福田 (2012、2014) でも触れているが、これまでのところ唯一の確定的な定義があるわけではない。本稿では、まずナロク (2014) を参考に、いくつかの定義を検討する。さらにその中のいくつかを選択体系機能言語学 (以下SFL) の定義と比較し、SFLの捉え方のメリットと問題点を指摘する。その過程で、SFLがモダリティとムード (Mood) を区別している点に注目し、その区別の

仕方を検討することにする。かりに、ムードとモダリティを区別するとして、SFLのモダリティ認定基準である、「肯否中間不確定領域」（以後縮めて「肯否不確定領域」とする）を厳密適用すれば、従来から日本語のモダリティと認定されてきた諸現象がどのように再分析されるのかを考察したいと考える。

1. モダリティの定義の揺れ

文法的カテゴリーの中で、時制 (tense) や相 (aspect) などと比して、モダリティの概念は研究者の取る立場に応じてかなり異なっていて、揺れがあると言わざるをえない。たとえばナロック (2014) によれば、これまで次のような定義が考えられてきた。

- (1) a. 「必然性」と「可能性」としてのモダリティ（哲学や論理学の視点）
- b. 「文のあり方」としてのモダリティ（平叙・疑問・命令など文のタイプと同じもの）
- c. 「主語と述語の結びつきとしてのモダリティ（19世紀の論理学、用語としてはムードの方を使った）
- d. 「事実未定」あるいは「非事実」としてのモダリティ（ナロック2014: 17はこれを支持している）
- e. 話し手の態度あるいは主観性としてのモダリティ（日本語学でよく採用されている）
- f. 文の二大要素の一つとしてのモダリティ（文＝命題＋モダリティ、という考え方）

（ナロック 2014: 5-16）

(1a)は西洋の伝統的モダリティ論における束縛的 (deontic) モダリティと認識的 (epistemic) モダリティの区分に関連している。(1b)はSFLにおけるムードの種類と共通する。(1c)は同じくSFLのムード構造に関係がある。(1d)はすぐ後で詳述することとして、(1e)は三井 (2012: 164-166) で触れられている「発話時点における話し手の心的態度」(中右1994の定義)に近いものである。(1f)は益岡 (1991、2007) 等の立場と一致し、それに助動詞の相互承接という根拠が加われば、三井 (2012: 164) の言う「階層的構文観」によるモダリティ定義となる。(1f)による命題とモダリティの二分法は、さらに、モダリティ要素は命題の中に入ることはできないという構文的制約の仮定に結びつき、連体節をフィルターに使ってテストされてきた。三井 (2012: 164) は、「階層的構文観」によるモダリティ規定が、現在もっとも多く研究者によって支持されているとしている。

(1b)と(1c)から、ムードの概念とモダリティの概念が混同されてきた歴史が分かる。その区別については、SFLの観点からのちほど検討を加えることとする。(1e)の問題点は「話し手の態度や主観性」は文のさまざまな意味機能のうち何に対する「態度や主観性」なのかという疑問と、そのような「態度や主観性」の内容にはさまざまな種類があるのではないかという疑問である。(1f)に対する疑問は、はたして命題以外の要素をすべてモダリティという文法概念にまとめることができるのかという点である。これらの疑問に関しては必要に応じて適宜検討を加えることにする。

(1a)～(1f)までを一覧すると、SFLの考え方にもっとも近いのは、(1d)である。つまり(1d)の定義によれば、ある文の命題内容（あるいは言表事態）が事実かどうか未定である、あるいは事実ではない、ということを表す文法概念をモダリティとし、それを担う要素をモダリティ要素とするのである。一方、SFLのモダリティ定義は次のようなものである。

(2) Polarity is thus a choice between yes and no. But these are not the only possibilities; there are intermediate degrees, various kinds of indeterminacy that fall in between like ‘sometimes’ or ‘maybe’. These intermediate degrees, between the positive and negative poles, are known collectively as MODALITY. What the modality system does is to construe the region of uncertainty that lies between ‘yes’ and ‘no’. (Halliday, M. A. K., Revised by Christian M. I. M. Matthiessen 2014: 176、和訳筆者、以下同様)

(ゆえに、極性というのは、肯定と否定のどちらかの選択である。しかし、この選択だけが唯一可能な選択であるわけではない。すなわち中間段階というものがある。「時々」とか「たぶん」のように中間的なものを示すさまざまな種類の不確実性が存在する。このような肯定極と否定極の間の中間的諸段階が全体としてモダリティとして知られているものなのである。モダリティのシステムの役目は、肯定と否定の間に存在する不確定領域の意味を解釈構築することである。)

なお、SFLでMODALITYのように大文字で表記されている場合は、それが文法システムの名称であることを意味する。同じくSFLの、より簡潔な定義を見てみよう。

(3) Modality refers to the area of meaning that lies between yes and no – the intermediate ground between positive and negative polarity. (Halliday, M. A. K., Revised by Christian M. I. M. Matthiessen 2014: 691)

(モダリティは肯定と否定の間に存在する意味の領域、すなわち肯定と否定の極性間の中間領域、を示すものである。)

(1a)～(1f)、および (2)と(3)に見られるように、モダリティとは何かについては異なった定義がある。言語現象は文法理論に先んじて存在し、文法理論は言語現象を捉える枠組みにすぎない。ナロック (2014: 17) は次のように述べている。「ただし、定義には絶対に正しいものはない。定義は自然現象に自ずと内在するのではなく、人が目的に合わせて設定するのである。モダリティに関しても、研究目的に最も適合した捉え方を選び、その定義を明確にし、できるだけ矛盾なく一貫して使用すればよいのである。」妥当な考え方である。モダリティの定義に揺れがあること自体が、決して、言語現象としてのモダリティの研究上の重要度を減じることにつながるものではない。もちろん、モダリティ研究の枠組み設定はさまざまに可能であるが、できる限り記述力と説明力の高いものを志向すべきであることは言うまでもない。

2. SFLにおけるムード (Mood)

SFLにおけるMOODのシステムは三つのメタ機能 (metafunction) のうち、対人的メタ機能 (interpersonal metafunction) を担うシステムである (福田2012、2014参照)。Halliday & Matthiessen (2004)はムード構造について次のように述べている。

(4) Mood structures express interactional meaning: what the clause is doing, as a verbal exchange between speaker/writer and audience.

(Halliday & Matthiessen 2004: 309)

(ムード構造は相互作用的意味を表す。すなわち話し手あるいは書き手とその受け手との間での言語的交換として、当該の節が何を行っているのかを表すのである。)

(4)から分かるように、節の機能という観点から見れば、ムードは対人的にどのような意味を担っているかを示すシステムである。三つのメタ機能のうち、観念構成的メタ機能 (ideational metafunction) を担う節は、当該の節が何について述べているかを表す表示 (representation) としての節である。もう一つのテキスト形成的メタ機能 (textual metafunction) を具現する節は、メッセージ生成の上で、当該の節がその回りの他の節とどのように関係し合うかを表す節である。

(4)で注目すべきは、節が対話者間で「何を行っているか」‘what the clause is doing’ という部分である。SFLのムード概念の出発点はまさにこの点にある。話し手が言語で行っていることの基本は、ムードの観点から見れば次の二つであるとされる。

- (5) 「与えること」(giving) と「要求すること」(demanding)

(Halliday & Matthiessen 2004: 107)

では、何を与え、何を要求するのか。それは「情報」(information) と「物やサービス」(goods & services) である (同書、同頁)。情報を与えたり要求したりする。あるいは物やサービスを与えたり要求したりする。このような基本的な対人的発話機能は、ムードのタイプによって表される。そのタイプは英語の場合、次のようである。

- (6) 叙実ムード (indicative mood) : 叙述ムード (declarative mood)、
疑問ムード (interrogative mood)

非叙実ムード (non-indicative mood) : 命令ムード (imperative mood)

(Halliday & Matthiessen 2004: 135)

ムードの和訳は「叙法」あるいは「法」である。それを考えると学校英文法的に言うならば、(6)は、直説法と仮定法の対立であっても良さそうであるが、SFLのムード区分はそれとは大きく異なる。SFLが仮定法過去や仮定法過去完了や願望法をどのように位置付けているかは本稿のテーマではないので、別の機会に検討することにする。(6)を見てすぐ気がつくことは、(6)に挙げられている「ムード」は、益岡 (1991) で言うところの、「表現類型」とほぼ同じものである。SFLに特徴的なのは、叙実ムードは命題 (proposition) を陳述する叙述ムードおよび命題あるいは命題の一部について質問をする疑問ムード (yes/no疑問とwh疑問) の2種があり、一方、非叙実ムードは提案 (proposal) としてデフォルト表記される行為指示的な発話機能を伝える命令ムードに分かれる。ただし、「提案」の「～しましょう」のような「申し出」(offer) のムード形式は英語には存在しないが、意味的ペアとして設定されている。モダリティにおいてもこの点は同じである。SFLのムードに関しては、次の3点を押さえておく必要がある。

- (7) a. ムードのタイプに応じて伝達される発話機能 (speech function) は、ムードに直結した基本的 (primary) な発話機能だとされていること。この中には提案としての「申し出」も含まれる。
b. 叙述、疑問、命令のどのムードも、yes/noの肯否極性のどちらかを明示するものと考えられていること。もし、yes/no未確定な中間領域を表そうとすれば、モダリティという別のシステムを選択する必要があるという点である。
c. 「命題」と「提案」というムードを通じて伝達される意味内容は、一方でモダリティの2大区分にそのまま平行移動されるという点。

特に(7b)は銘記しておく必要がある。この(7b)から、モダリティはムードと関係しながらも独自のものであることが分かり、かつ(7c)からモダリティはムードの下位区分と言える位置づけにあることがわかる。

安藤(2014)は、叙実法(indicative mood)、命令法(imperative mood)、叙想法(subjunctive mood)と3種のムードを認め、ムードとモダリティの区別について、次のように述べている。

- (8) ムードは、文の意味内容に対する話し手の心的態度が動詞の形式に現れるものとして、モダリティ(modality)は、それが主に法助動詞によって表される言語研究の分野であった。(安藤 2014: 201)

英語学の研究史においては、(8)のような捉え方が伝統的だったと思える。たとえば澤田(2006)は英語の法助動詞のモダリティの意味に関する包括的研究である。一方で、日本語の場合、(8)の規定はどう解釈されるだろうか。(8)の「文の意味内容」はSFLの言う「命題」と「提案」の両方を含むだろうし、「心的態度」については陳述、質問、命令などのムード上の発話機能を含むものとなるだろう。ムードを示す「動詞の形式」は英語においては仮定法を除いて明確なものはない。むしろ疑問文は主語と定性操作詞の語順転換、命令文においては動詞の原形と主語の非明示などの方法で表されるのが普通である。日本語の場合、疑問文は語順転換ではなく文末の終助詞「か」の付加がもっとも普通の言い方である。英語の場合、モダリティは確かに法助動詞によって表される。では日本語のモダリティは文末の動詞に付加される助動詞の意味を研究すれば明らかになると言えるのだろうか。助動詞ではなく終助詞はどうなるのか、また多様な意味を担う付加詞類(Adjuncts)の機能についてはどうか。(8)から出発したとしてもいくつかの課題が浮かんでくる。

すでに(7a)~(7c)で紹介したとおり、SFLは、ムードとモダリティを相互に緊密に関係しつつも独立したシステムだと捉えている。さらにSFLの独自性として、法助動詞によるものだけでなく、節複合を使った文法的メタファー(grammatical metaphor)としての形式もモダリティを表す形式として認めているという点がある。

3. Teruya (2007)における日本語のムード

Teruya (2007)は選択体系機能言語学(SFL)の枠組みを用いて日本語の文法を体系的・網羅的に記述した最初の研究である。そこでは、英語と比較した日本語の対人的文法(interpersonal grammar)の特徴が次のように述べられている。

- (9) Unlike in English, where the order of Subject and Finite realizes different moods such as declarative vs. interrogative, Japanese grammar in general uses the Predicator and the Negotiator that follows it to indicate mood type.

(Teruya 2007: 135)

(英語の場合は、主語と定動詞の語順が叙述モードや疑問モードのような異なるモードを具現するのだが、日本語文法の場合はそれとは違って、一般的に、モードのタイプを示すために述語動詞とそれに続く交渉詞を用いる。)

- (9)でいう交渉詞 (negotiator) はいわゆる終助詞を指す。交渉詞の機能は次のように述べられている。

- (10) The function of Negotiator is to add various negotiatory values to the clause, by expressing the speaker's attitudinal stance towards the proposition or proposal that is put forward, --

(Teruya 2007: 162)

(交渉詞の機能は、節に対してさまざまな交渉的価値を付与することである。それは述べられている命題あるいは提案に対する話し手の態度の在り方を表現することによるものである。)

Teruya (2007: 144)には、次のような交渉詞が挙げられている。パーレンの中はそれらが具現する発話機能を示す。「か」「かい」「の」(質問)、「ね」(確認)、「よ」「ぞ」(主張)、「さ」(断定)、「の」(共感)「ぜ」(強い主張)、「わ」(穏やかな主張)、「な(あ)」(感嘆)、「と」(引用としての投射、および報告としての投射)、「から」(理由)、「が」(勧誘)。これらの交渉詞はすべて節末についてその節の対人的意味を表す。(9)で注目すべきは、益岡 (1991、2007) や福田 (2012、2014) がこれらの終助詞の多くを伝達態度のモダリティあるいは対話態度のモダリティとしているのに対して、Teruya (2007)がこれらをモダリティとは別のシステム内の要素として分析している点である。

Teruya (2007)においてなぜそうすることが可能だったのかを考えてみると、本稿第1節の(2)と(3)で示したSFLのモダリティの定義によるものと考えられる。つまり、SFLの「肯否不確定領域」の基準を適用すれば、こうした交渉詞はモダリティとして認定できないのである。交渉詞は肯否極性が決定された後に付与されて機能する要素であり、肯否の二つの極性の中間的不確定領域に関するものではない。

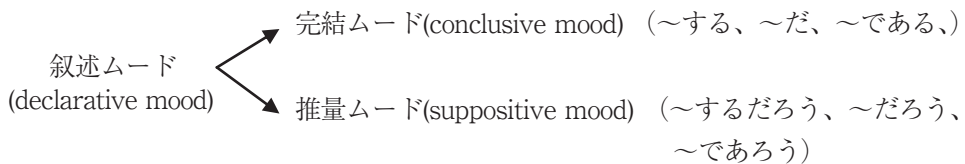
もし、モダリティ要素を「言表事態に対する話者の心的態度を示し、その言表事態を包み込む階層にあるもの」と定義して分析すれば、挙げられている交渉詞はすべてモダリティ要素となり、表されるさまざまな発話機能がすべて「モダリティ的意味」となるはずであ

る。すなわち、同じ現象や要素を取り上げても定義や枠組みが異なれば、分析や分類に違いが出てくる、というわけである。ここでの相違は、①最初にモダリティ概念を広く設定し、言表事態を包み込む種々の発話機能をすべてモダリティと認定し、個々の発話機能の研究を行っていくか、それとも②SFLのようにモダリティ概念を限定して、それをモダリティのシステムとし、他のシステムとしてのムード (MOOD)、肯否極性 (POLARITY)、証拠性 (EVIDENTIALITY)、交渉詞 (NEGOTIATOR)、丁寧さ (POLITENESS) 等と相互に関係し合っって対人的意味を創出する仕方を研究するかのどちらかである。Teruya (2007)は後者である。筆者はTeruya (2007)のこの交渉詞の位置づけは、ムード構造との関係の説明のしやすさという観点から注目に値すると考えている。

続けて、Teruya (2007)のムード概念を少し詳しく見てみることにしよう。Teruya (2007)はSFLに立脚しているものの、日本語の分析に当たっては独自の観点をいくつか提案している。

たとえば、叙述ムード (declarative mood) に2種類の下位区分を設けている点である。それらは完結ムード (conclusive mood) と推量ムード (suppositive mood) である。この分類は述語動詞 (predicator) の形態的特徴のちがいに基づく。つまり(11)のようになる。

(11) 叙実ムード (indicative mood) の中の叙述ムード (declarative mood)



(Teruya 2007: 161)

Teruya (2007)は、なぜ「~だろう」をモダリティではなく、「推量ムード」として分類しているのだろうか。その背景と理由についてTeruya (2007: 168)は、叙実ムードに属する叙述ムードにおいて「陳述」として提示される情報には二つのタイプがあり、一つは現実世界からの情報、もう一つは想像や推量に基づく情報であると言う。前者の情報は叙述ムードの中の完結ムードで表され、後者の情報は叙述ムードの中の推量ムードで表されるとしている。

- (12) The certainty here does not imply the degree of probability derived from the speaker's subjective judgement on the event, as in the case of modality of probability (…). … In other words the suppositive mood presents 'certainty' as objective

rather than subjective: --

(Teruya 2007: 168)

(この場合の確実性というのは蓋然性のモダリティの場合のような事態に対する話し手の主観的判断から導出される蓋然性の程度を意味するものではない。(中略) 換言すれば、推量ムードは主観というよりも客観的なものとして「確かさ」を提示していると言える。(後略))

(12)における主観、客観という用語は理解困難である。この場合の推量ムードの代表的形式は「～だろう」とされる。Teruya (同書、同頁) は「～だろう、～でしょう (丁寧形)」の持つ客観性の一つの証拠として天気予報で使われる「あしたは晴れるでしょう」を挙げている。たしかに、もし天気予報で「晴れるにちがいません」や「晴れるかも知れませんが」のように蓋然性のモダリティ表現を使ったとすると、主観的判断としての意味合いが強くなるのは理解できる。しかし、「晴れるでしょう」の相対的な客観性は「～だろう、～でしょう」がSFLで言う蓋然性の肯否スケールの中位に位置していて、もっとも中立的 (neutral) な蓋然性表現であるということから生じていると言えないだろうか。天気予報の公的性質上、高い値 (value) を持った「ちがいない」や低い値の「かもしれない」を避けて中位の値を選択しているのである。筆者としては「だろう」を蓋然性のモダリティに含めるほうが良いと考えている。そうすることにより、日本語の叙実ムードは、叙述ムード一つとなり、英語を扱うSFLの立場と一致することになる (なお、本稿2節の (7b) を参照)。

一方、対人的文法のムード・システムやモダリティ・システムに「丁寧さ」 (POLITENESS) や肯否極性 (POLARITY) が大きく関与すること、とりわけ後者における否定形がさまざまに関係することの指摘と実例の提示が豊富である点は、Teruya (2007) の議論の長所であると言える。これらのシステムはムードやモダリティと関係し合いながらも別個の独立したシステムなのである。モダリティの議論では、丁寧さや否定をモダリティ概念に含める立場もある。益岡 (2007)、福田 (2012、2014) は丁寧形「デス・マス」を丁寧さのモダリティとして分類している。しかし、SFLでは上述のモダリティの定義(2)、(3)から丁寧さはモダリティではなく、すべてのムードとモダリティに任意に付加される文体的システムと位置付けている。

では、SFLの立場を取るTeruya (2007) は日本語で頻度の高い「のだ」表現をどう扱っているか見てみよう。結論から言えば、Teruya (2007: 174-177) では「のだ」形式を、叙述ムードや疑問ムードの節に有標的に付加される「説明ムード」 (explanative mood) だとしている。「説明」に関して有標、無標という区別をする点が興味深い。筆者は先ほども述べたように「読む」を完結ムードとし「読むだろう」を推量ムードとすることに懐疑的であるが、その理由は「～だろう」が肯否の中間領域にかかわる蓋然性のモダリティと共通項


を持っていると考えるためである。一方、「のだ」はどうだろう。「のだ」を日本語独特の「説明のモダリティ」と考える立場がある（益岡 1991、2007、福田 2012、2014 参照）。しかしSFLのモダリティ定義(2) (3)を厳密適用すれば、「のだ」をモダリティとすることはできなくなる。さらに「～のだ、～んだ、～んです」は日本語に遍在する言語形式であり、ムードに説明を付加して、有標の説明のモダリティと認定するにはそれなりの理由はある。問題は、それによく似た意味内容の「～するわけだ」「～するものだ」「～するところだ」の扱いである。Teruya (2007: 176)は、これらの「説明的名詞」は、ムードではなく話者の主観を反映しているモダリティ表現だとしている。その根拠の一つに、これらはすべて「のだ」表現と承接可能であることを挙げている。「～するわけなのだ」、「～するものなのだ」「～するところなのだ」。まったく同じ意味機能を担うムード要素ならば、連結するはずがないということであろうか。しかし、これらを「モダリティ表現+ムード表現」とするよりは、ムード表現「のだ」の説明ポイントの特定化としておくほうが無難ではないか。また一方でTeruya (2007: 219)が、「わけだ」を証拠性 (EVIDENTIALITY) の理由 (reason) としている点も理解に苦しむところである。あとで触れるが、Teruya (2007)は証拠性のシステムをムードやモダリティとは別のものとして区別している。

Teruya (2007)の規定に従って、「叙実ムード」の「叙述ムード」の「説明ムード」の「推量ムード」の「丁寧形」の「交渉詞付き」の文を作例すると以下ようになる。

- (13) 彼は (主語)・その本を (補語)・読んでしまった (述語動詞)・ん (有標の説明ムード)・でしょう (叙述ムードの推量ムード) ね (交渉詞：確認)。

SFLでは階層的構文論とは違って、命題を外へ外へと階層的に包みこんでいくという分析表示を取らないため概略(13)のようになる。Teruya (2007)の枠組みでは、(13)はムードは存在するがモダリティは存在しない節となる。ムードは必須要素であるが、モダリティは任意要素なのである。

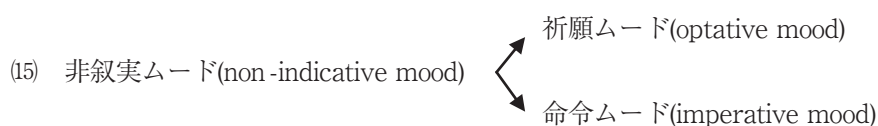
次にTeruya (2007)における叙述ムード以外のムードを簡単にまとめてみる。SFLでは叙述ムード以外のもう一方の叙実ムードは疑問ムードである。Teruya (2007)によれば、疑問ムードは次の2種である。

- (14) 疑問ムード(interrogative mood) 
- 肯否疑問ムード(yes/no interrogative mood)
 - 要素疑問ムード(elemental interrogative mood)

(Teruya 2007: 168-174)

疑問文という文の表現タイプをモードとしている点に注意したい。SFLのモードの定義は上掲の(5)で示したように、当該の節が対人的に行っていること、すなわち「与えること」(giving)と「要求すること」(demanding)である。疑問文は、基本的には情報の「要求」である。情報(すなわち命題)の妥当性に関する質問、もう一つはその情報(命題)に欠けている要素を尋ねるための質問に分かれるというわけである。疑問モードは叙述モードと並んで、叙実モードの下位区分である。聞き手側に期待される発話機能は情報を与えるという意味での「応答」(response)である。叙述モードの場合の聞き手に期待されているのは情報の「受け取り」(receiving)である。

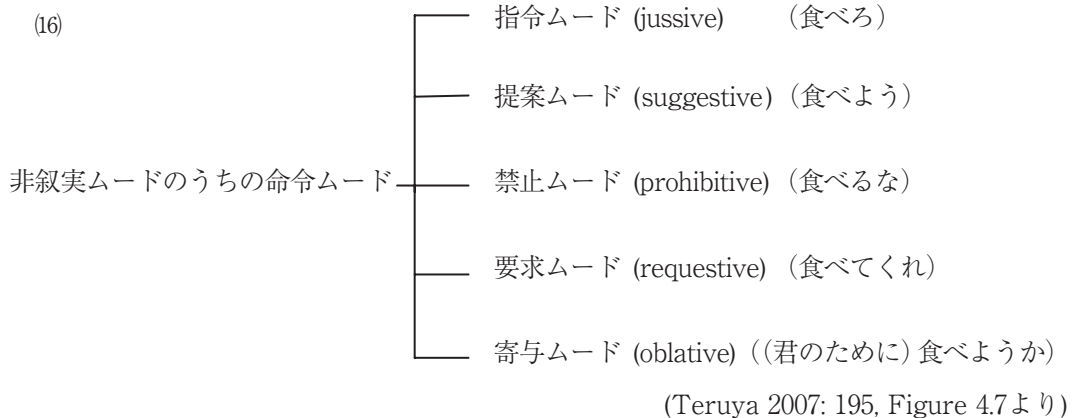
次に物とサービス(goods & services)の要求である非叙実モードとしての命令モードに関するTeruya (2007)の議論を見てみよう。Teruya (2007)は非叙実モードを2種類に分けている。



(Teruya 2007: 181-194)

非叙実モードの対人的機能の基本は「物とサービス」の要求であるので、聞き手の期待される反応は「応諾」して物をやりとり(exchange)するか、それともサービス行為をやりとりするかのどちらかである。祈願モードは「水が飲みたい」や「水がほしい」である(英文法で言う祈りの文、たとえば‘Long live the Queen!’などの表現とは少し異なる)。自分の欲求を表明することで、「水」自体を要求するモードとして分類されている。ただし「～したい」という表現イコール祈願モードだと考えるのは誤解である。命題の内容によっては全く異なる発話機能を遂行することがある。たとえば、同じく一人称主語であっても「君の仕事に協力したい」における「～したい」は、SFLの2種のモダリティのうちのもジュールーションの中の「意向性」(inclination)を示すと解釈すべきである。SFLにおける英語のモードは命題に関しては「陳述」か「質問」、提案に関しては「命令」か「申し出」であるが、英語のモードには「申し出」の専用形式は存在しない。つまり申し出は意味論的なペアとして存在するが、英語のモードの形式としては存在しないのである。一方、モダリティは意味概念であるので、「意向性」という名称を用いて「申し出」(offer)の機能と対応させている。(福田 2012: 125 参照)。

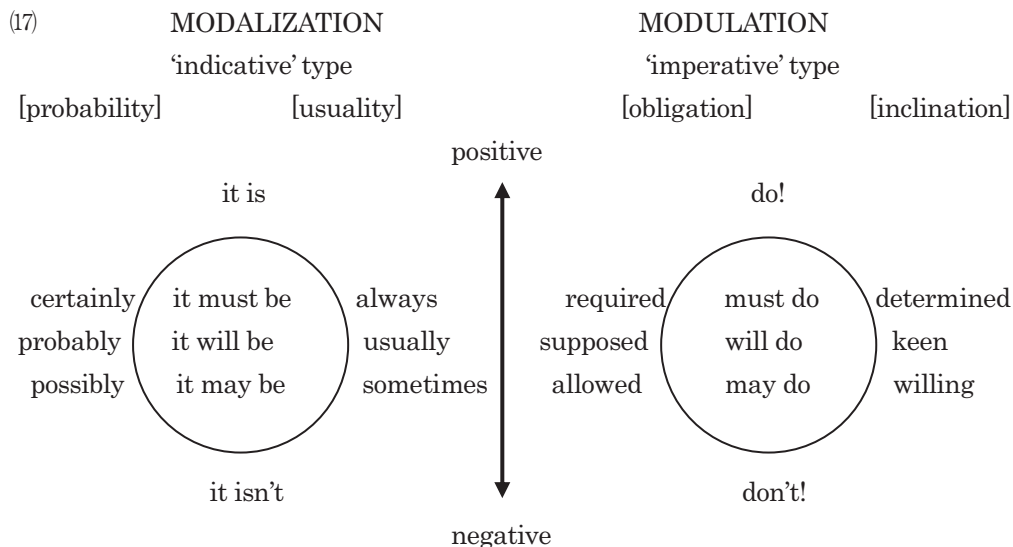
非叙実モードのうち、もう一方の命令モードに関してTeruya (2007)は(16)のような5つの下位カテゴリーを設けている。



以上Teruya (2007)における日本語のムードの取り扱いを検討してきた。Teruya (2007)はSFLの枠組みに基づき、モダリティの認定に肯否不確定領域の基準を厳密に適用している。その結果、英語を対象としたHalliday & Matthiessen (2004)他のSFLのムードシステムよりも多様なムード概念を提案している。それは特に叙実ムードに属する叙述ムードに完結ムードと推量ムードの2種を設定したこと、さらに「のだ」を有標の説明ムードと認定したこと。非叙実ムードに祈願ムードと命令ムードの2種を認め、さらに命令ムードの下位区分として5つの下位ムードを設定した点が特徴となっている。次節では、Teruya (2007)のモダリティの取り扱いを検討するが、モダリティの種類においてもSFLの分類よりやや多目になっている。

4. Teruya (2007)における日本語のモダリティ

Teruya (2007)のモダリティ分類を検討する前に、SFLのモダリティ分類を再掲しておく(福田 2012、2014 参照)。次頁の(17)を見てみよう。第2節の(7c)で指摘したように、SFLにおけるモダリティは基本的にムード概念の平行移動である。ただし、モダリティは肯否不確定領域で機能する。(17)の特徴は、ムードの区別と同様、叙実タイプと命令タイプ(=非叙実タイプ)に分けて前者をモダライゼーション、後者をモジュールーションとしている点、前者に蓋然性と通常性、後者に義務性と意向性を設定している点、肯否不確定領域の中にモダリティが納まっている点である。その領域内で上・中・下といった形で、肯定に近いほど値(value)が高く、否定に近づくほどそれが低いことが示されている。ただし、筆者としてはこの値がいつも3段階そろそろわけではないし、その必要もないと考えている。さらに法助動詞だけではなく、副詞類や(分詞)形容詞を含む類似表現を含めて考えることに注目すべきである。このように法助動詞以外の表現形式をモダリティの概念の内



(Halliday & Matthiessen 2004: 619)

部に取り入れている点が(17)の大きな特徴の一つである。(18)の各例文の指向性 (orientation) の違いを見てみよう (Halliday & Matthiessen 2004: 620 参照)。

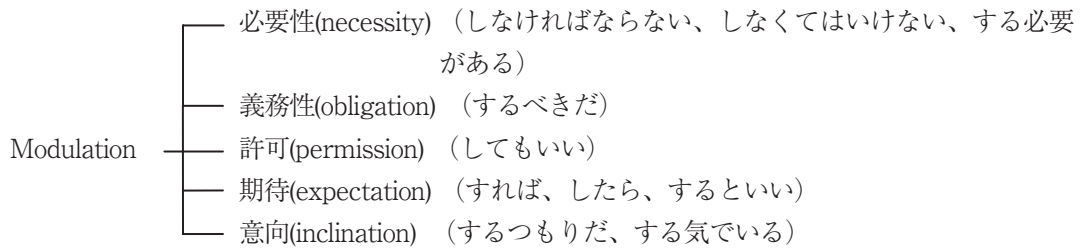
- (18) a. He must be a teacher. [subjective/implicit]
 b. He is certainly a teacher. [objective/implicit]
 c. I am certain that he is a teacher.[subjective/explicit]
 d. It is certain that he is a teacher. [objective/explicit]

各例文末尾の [] 内は指向性を示している。‘implicit’ は単一の節内でモダリティが表されている場合、‘explicit’ は2つの節からなる節複合の中でモダリティが主節で表されている場合である。(18a)は法助動詞、(18b)は法副詞を使った普通の表現だが、(18c)、(18d)は文法的メタファーの中の対人的メタファー (interpersonal metaphor) としてのモダリティ表現だとされる。

(17)における英語モダリティの種類は計4種類だが、Teruya (2007)の日本語モダリティの種類は計8種類である。以下に、Teruya (2007)の表を簡略にまとめたものを示す (否定の形は省略する)。

(19) Teruya (2007)におけるモダリティ

- | | | |
|--------------|---|---|
| Modalization | { | <ul style="list-style-type: none"> — 能力(ability) (することができる) — 通常性(usuality) (することがある、する場合がある) — 蓋然性(probability) (するかもしれない、するかもわからない、するにちがいない) |
|--------------|---|---|



(Teruya 2007: 213-214)

(19)においては、福田 (2014) と同様に能力 (「することができる」) がモダライゼーションに入れられている。「能力」に関しては、これまでHalliday & Matthiessen (2004)などの記述においても扱いがはっきりしていなかった。澤田 (2006) では、英語の「能力」の ‘can’ は「事象的モダリティ」の中の動的モダリティ (dynamic modality) に分類されている。動的モダリティはどちらかというSFLのモジュレーションに近いものである。筆者としては、「能力」や「可能」の「することができる」は当該の命題に関する成立・不成立の可能性に言及するので、提案タイプというより命題タイプのモダリティに入れるほうが良いと思っている。「することができる」が、「許可」の意味で使われるとその場合は明らかにモジュレーションである。モダリティは意味論的カテゴリーであるため、かならずしも形式と一対一に対応するわけではない。この点は銘記しておく必要がある。

Teruya (2007)は、これまで検討してきたように、推量の「だろう」をモダリティではなくムードの範疇に入れている。筆者は「ちがいない、かもしれない」と同じく蓋然性のモダリティとするのが良いと考えている。ただ、相互承接の点では、「*ちがいないかもしれない」や「*かもしれないにちがいない」は不自然なのに、「ちがいないだろう」や「かもしれないだろう」は容認可能である。これは不思議な現象であるが、「だろう」の肯否極性面の値 (value) の中位性が作用しているのではないかと考えている。もう一点、すでに見てきたようにTeruya (2007)は「のだ」表現を叙述ムードの中の有標形の説明ムードとしている。福田 (2014) は、「のだ」をモダライゼーションの中の説明モダリティとしているが、SFLの肯否不確定領域という基準を厳密適用すれば、当然、「のだ」はモダリティに入ってこないわけである。では、なぜ「だろう」と「のだ」はムード形式として考慮されることになるのか、とう点である。それは、おそらく、現代日本語のなかで「だろう、でしょう」と「のだ、んだ」は他のよく似た意味を有する表現に比して、圧倒的に使用頻度が高く、述語動詞 (predicator) の活用変化形として文法化が進んでいると判断されるということが背景になっているのであろう。ただし、「のだ」を説明ムードと分類するとしても、Teruya (2007)の「わけだ」の扱いに関しては理解困難な点が残る。

さらに、(19)のモジュレーションの中で、「必要性」と「義務性」を区別しているが、「ね

ばならない」が必要性で、「すべきである」が義務性というのは、もう少し説明が必要だと思う。「許可」は英語の場合、「しなくてはならない」から「してもよい」へ同一範疇の「義務性」で説明されているが、日本語の場合は別の範疇として独立させても構わないと思う。では「期待」(expectation)はどうだろう。「座れば。」「座ったら。」「座ったらいい」は果たして「期待」(expectation)だろうか。これはむしろ助言(advice)に近いのではないか。助言だとまさにモジュレーションにふさわしい発話機能と言える。

Teruya (2007)は証拠性(evidentiality)については、モダリティとは別のシステムだと考えている。(19)の分類の中にも証拠性を示す表現は見当たらない。Teruya (2007)の証拠性に関する表は概略以下のようである。

(20) 証拠性 (evidentiality)	┌───┐ ├───┤ └───┘	様相(appearance) (するらしい、しそうだ、するようだ、 するみたいだ)
		伝聞(hearsay) (するそうだ、するという)
		推論(reasoning) (するはずだ、するからだ、するわけだ、 するためだ)

(Teruya 2007: 219, Table 4.25より)

筆者には 'reasoning' の「するからだ」「するわけだ」「するためだ」という説明的表現を除いて、すべて肯否不確定領域に関係する表現として「蓋然性」という大きな枠に入れてから下位区分するか、それとも「蓋然性」と並べて、「証拠性」をモダライゼーションの中に位置付けるほうが良いように思う。Teruya (2007)は証拠性について次のように述べている。

(21) EVIDENTIALITY is a system by which a judgement is made with respect to the validity of propositions. Here the judgement is made based on one of three types of evidence: 'appearance', 'source' and 'reasoning'. (Teruya 2007: 212)

(証拠性はそれによって命題の妥当性に関する判断が行われるシステムである。ここでは、その判断が三タイプの証拠の一つに基づいて行われるのである。その三つとは「様相」、「出所」、「推論」である。)

(21)のように「証拠」に基づいて命題の妥当性に関する判断を下すというだけならば、蓋然性のモダリティとの区別がいまだ判然としないところがある。さらにTeruya (2007)は推論タイプの証拠性を示すとされる「わけだ」他と説明のムード形式の「のだ」とを比較して2つの点で異なるとしている。以下に引用する。

(22) One is that they belong to different interpersonal systems: one is part of the obligatory system of MOOD, and the other optional EVIDENTIALITY. Another is the way reasoning is established: with evidentiality, reasoning is a way of construing evidence that is established through the speaker's subjective understanding of, and conjecture about, a given situation. (Teruya 2007: 221)

(一つの違いは、それらが異なる対人的システムに属しているということである。一方はMOODという義務的なシステムの一部であり、他方はEVIDENTIALITYという任意のシステムに属しているということである。もう一つの違いは推論が確立される仕方である。つまり証拠性にとっては推論はある特定の状況についての話し手の主観的な理解あるいは推量を通じて得られた証拠を解釈構築する一つの仕方なのである。)

(22)における一つ目の違いは属しているシステムが異なるということだけなのだが、二つ目の違いは少々難解な説明となっている。要点は、証拠性における話し手はみずからの主観的な状況理解を通して作られた証拠を解釈するための方法として推論を行っているのだということになる。(22)でははっきりとは言われていないが、ムードの「のだ」が行う推論のほうは、より客観的、より論理的な推論だということになるのだろうか。さらに検討が必要な部分である。

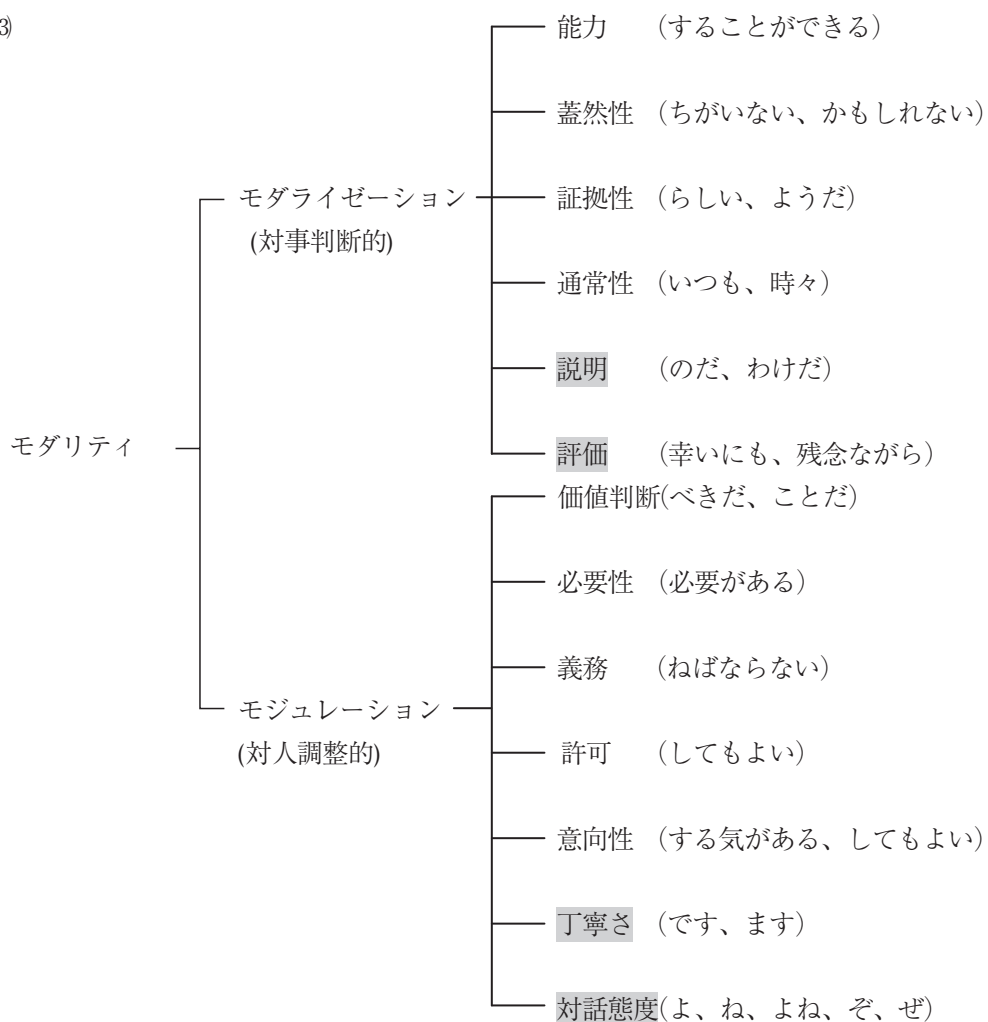
本節の最後に、福田（2014）のモダリティ分類を再掲して、SFLのモダリティ認定の肯否不確定領域の基準を厳密適用すれば、どのようになるか簡単な検討を加える。次頁の(23)を参照されたい。もともと、(23)はSFLのモダライゼーション、モジュレーションの2分法に立脚し、前者を命題に対する真偽判断に関するモダリティ、後者を聞き手に対する働きかけ（要求や申し出等）を基本とすると考えた。その際、肯否不確定領域という基準を緩めて分類したものであった。特にモジュレーションのほうは、対人的な相互作用を調整(modulate)するものと位置づけた。

本稿では、SFLの肯否不確定領域の基準をさらに深く検討し、SFLに基づくTeruya (2007)の研究内容を詳しく考察した。その結果、肯否不確定領域の基準を厳密適用するならば、(22)で網かけをした「説明」、「評価」、「丁寧さ」、「対話態度」の4項目はモダリティの項目からはずしてモダリティとは別の対人的システムに移すことも可能であることが分かった。

5. むすび

以上、ムードとモダリティの区別と関係を考察するために、まず、この二つの文法領域を区別しているSFLによる英語のムード論とモダリティ論をより細かく検討した。その上

(23)



(福田 2014: 12)

で、SFLの枠組みに基づいた体系的・網羅的な日本語研究であるTeruya (2007)の日本語ムードの捉え方と日本語モダリティの分類法を見た。その結果、明らかになったことは、SFLの枠組みは、節を通して命題や提案を対人的に伝達するにはたがいに関係しながらも独立しているいくつかの対人的文法システムが働いているという点である。それらはMOOD、MODALITY、NEGOTIATOR、POLARITY、EVIDENTIALITY、POLITENESS等のシステムである。選択の体系としてのこのようなシステムが共同で働くことにより対人的意味の交換が成立しているわけである。

モダリティの研究においては、SFLのように複数の文法システムの共同作業という観点から出発し、そのシステムそれぞれの働きについて研究していく方法もあれば、まず命題以外の要素をすべてモダリティであると措定し、それらモダリティ要素個々の統語的ふる

まいや意味機能を研究していくという方法もある。前者がMOODとMODALITYの両方を重視するのに対し、後者の立場では命題に対置されたMODALITYが重視されるのである。研究の目的に応じてどちらのアプローチも可能だと言える。

Teruya (2007)では、「だろう」にしても「のだ」にしても他の要素との承接の可否がシステムのカテゴリー分けの基準になっているようである。同一システムの同一カテゴリーの場合、「*かもしれないにちがいない」のように相互排他的である。一方、「ちがいないだろう」などは容認度が高い。そのため、「ちがいない」と「だろう」は別のカテゴリーだと認定しているように見受けられる。承接の可否と意味機能の区別との関係については今後の研究課題の一つである。

(付記) 本研究の一部は、平成26年度の龍谷大学国際社会文化研究所のプロジェクト「機能文法の枠組みによる日本語モダリティ研究」(代表：角岡賢一)の助成を得て行われたものである。

参考文献

- 安藤貞雄 (2014) 「ムードの意味」澤田治美 (編) 『モダリティ I：理論と方法』ひつじ意味論講座 3. 東京：ひつじ書房, 175-203頁.
- Fukuda, Kazuo (2002) "On the Relationship between the Japanese 'noda' Expression and the Notion of Politeness", *International Journal of Pragmatics*. Pragmatics Association of Japan. No.11, pp.1-20.
- 福田一雄 (2012) 「選択体系機能言語学 (SFL) から見たモダリティ」秋 孝道 (編著) 『言語類型の記述的・理論的研究』新潟大学人文学部, 115-133頁.
- 福田一雄 (2013) 『対人関係の言語学—ポライトネスからの眺め—』東京：開拓社.
- 福田一雄 (2014) 「日本語モダリティ覚え書き (その一)」『言語の普遍性と個別性』第5号, 新潟大学大学院現代社会文化研究科, 1-11頁.
- Halliday, M. A. K. (1994) *An Introduction to Functional Grammar*. 2nd Ed. London: Arnold. ハリデー M. A. K.著、山口 登・寛 壽夫 (訳) (2001) 『機能文法概説—ハリデー理論への誘い—』東京：くろしお出版.
- Halliday, M. A. K. & Christian M. I. M. Matthiessen (2004) *An Introduction to Functional Grammar*. 3rd Ed. London: Edward Arnold.
- Halliday, M. A. K., Revised by Christian M. I. M. Matthiessen (2014) *Halliday's Introduction to Functional Grammar*. 4th Ed. London and New York: Routledge.
- 益岡隆志 (1991) 『モダリティの文法』東京：くろしお出版.
- 益岡隆志 (2007) 『日本語モダリティ探求』東京：くろしお出版.
- 三井正孝 (2012) 「<自発>はモダリティたり得るか」秋 孝道 (編著) 『言語類型の記述的・理論的研究』新潟大学人文学部, 151-175頁.
- 中右 実 (1994) 『認知意味論の原理』東京：大修館書店.
- ナロック・ハイコ (2014) 「モダリティの定義をめぐって」澤田治美 (編) 『モダリティ I：理論と方法』ひつじ意味論講座 3. 東京：ひつじ書房, 1-23頁.
- 澤田治美 (2006) 『モダリティ』東京：開拓社.
- Teruya, Kazuhiro (2007) *A Systemic Functional Grammar of Japanese*. Volume One. London: Continuum.